

美唄市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市議会議員及び美唄市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第58号

令和7年12月3日 総務・文教委員会付託

美唄市民会館管理条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市立公民館条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市営温水プール条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市郷土史料館設置条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

サン・スポーツランド美唄条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第63号

令和7年12月3日 総務・文教委員会付託

安田侃彫刻美術館 アルテピアツツア美唄条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市営野球場条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市営陸上競技場条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市営弓道場条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市体育センター条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市総合体育館条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市火災予防条例の一部改正の件

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

指定管理者指定の件(美唄市体育センター、美唄市営弓道場)

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

契約締結の件(総合体育館空調設備改修工事)

上記付託案件について、総務・文教委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第70号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市印鑑条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第71号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市総合福祉センター条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので
付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので
付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第74号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第75号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市国営土地改良事業負担金等の賦課徴収に関する条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第76号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

美唄市都市公園条例の一部改正の件

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第78号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市峰延福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第79号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市茶志内福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第80号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市光珠内福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

指定管理者指定の件(美唄市東福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第82号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市南福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第83号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市日東福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第84号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市西美唄福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第85号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市中村福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第86号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市茶志内中央福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第87号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市東明西福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第88号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市東4条福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第89号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市開発福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第90号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市癸巳福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第91号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市南美唄福祉会館)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第92号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(美唄市総合福祉センター)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第93号

令和7年12月3日 産業・厚生委員会付託

指定管理者指定の件(ピパオイの里プラザ)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

指定管理者指定の件(美唄国設スキ一場)

上記付託案件について、産業・厚生委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月10日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

令和7年度美唄市一般会計補正予算(第5号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月11日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第96号

令和7年12月3日 予算審査特別委員会付託

令和7年度美唄市下水道事業会計補正予算(第2号)

上記付託案件について、予算審査特別委員会委員長から下記のとおり報告があったので付議する。

令和7年12月12日

美唄市議会議長 谷村知重

記

1 経過 12月11日 委員会を招集して審査した。

2 結果 原案可決

議案第 97 号

美唄市教育委員会教育長任命の件

美唄市教育委員会教育長として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 12 月 12 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する教育委員会教育長の住所及び氏名

美唄市西 1 条南 4 丁目 1 番 7-206 号

石 塚 信 彦

昭和 30 年 11 月 22 日生

議案第 98 号

美唄市教育委員会委員任命の件

美唄市教育委員会委員として次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 12 月 12 日提出

美唄市長 桜井 恒

任命する教育委員会委員の住所及び氏名

美唄市東 6 条南 2 丁目 10 番 8 号

梅 田 志 織

昭和 62 年 4 月 16 日生

諮詢第 1 号

人権擁護委員候補者推薦の件

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 12 月 12 日提出

美唄市長 桜井 恒

推薦する人権擁護委員候補者の住所及び氏名

美唄市西 3 条南 6 丁目 1 番 13 号

福 地 稔

昭和 27 年 3 月 1 日生

諮詢第 2 号

人権擁護委員候補者推薦の件

人権擁護委員法(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 12 月 12 日提出

美唄市長 桜井 恒

推薦する人権擁護委員候補者の住所及び氏名

美唄市南美唄町栄町南

間 島 啓 子

昭和 29 年 8 月 8 日生

諮詢第3号

人権擁護委員候補者推薦の件

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年12月12日提出

美唄市長 桜井 恒

推薦する人権擁護委員候補者の住所及び氏名

美唄市東5条北6丁目4番7号

白井 啓 裕

昭和30年5月20日生

諮詢第4号

人権擁護委員候補者推薦の件

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年12月12日提出

美唄市長 桜井 恒

推薦する人権擁護委員候補者の住所及び氏名

美唄市北美唄町2区

谷 津 良 一

昭和37年3月20日生

意見書案 第 15 号

クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 12 月 12 日

提出者

美唄市議会議員 山上 他 美夫

賛成者

美唄市議会議員 齋藤 久美夫

同 川上 美樹

同 松山 教宗

クマ対策推進のために国の責任で予算措置の拡充などを求める意見書

今年度、北海道内ではヒグマに関する被害が頻発し、2名の死者が出るという非常に痛ましい事故も発生しています。クマによる被害は、全国的にも10月末までに死者が12名と過去最多となっています。市街地や人家の周辺などで発生が多発しており、地域行事の中止や子どもの通学の送り迎えなど、市民生活全般に大きな影響を与えています。

そのような中、9月から改正鳥獣保護管理法が施行され、市町村において緊急銃猟制度が実施可能となりました。しかし、現制度ではハンターが安心して駆除に当たることが困難な状況であり、地域においてより円滑な実施が可能となるよう、必要な制度改善が求められます。また、クマ対策に必要な資材の購入費やハンター報酬の引き上げなどのために、財政支援を抜本的に強化することも必要です。

よって、国においては、制度が円滑に運用されるとともに、被害による地域経済への影響を最小限にするため、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 緊急銃猟に当たっては、市町村がハンターに委託し銃猟を行うが、ハンターのけが等は、その責任を持つ市町村が保険などにより補償するとされているものの、補償が十分でない場合には、ハンター自らが加入する任意保険に頼らざるを得ないなど、責任の重さに比べ、十分な措置が取られていないため、地方公務員法に基づく職員としての採用や、非常勤の特別職である嘱託職員とするなど、公務員としての身分を与え、公務災害を受けられるなどの処遇改善を図ること。
- 2 ヒグマが市街地に出没すること、また、警報などが発令されることにより地域のイベントが中止されるほか、小売店の営業時間が短縮されるなど、地域経済に与える影響が極めて大きいことから、ヒグマの市街地出没により地域経済に影響があった場合、その影響を鑑み、地域経済を活性化するための予算措置を講ずること。
- 3 指定管理鳥獣対策事業交付金については、緊急銃猟への対応を含め、予算を満額措置することができるよう、予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年12月12日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、環境大臣、
総務大臣

意見書案 第 16 号

OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 12 月 12 日

提出者

美唄市議会議員 山上 他 美夫

賛成者

美唄市議会議員	齋	藤	久	美	夫
同	川	上	美	樹	
同	松	山	教	宗	

OTC類似薬の保険適用除外を行わないことを求める意見書

政府は「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、現役世代の保険料負担を軽減するためとして、「OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し」を盛り込みました。

OTC類似薬の保険適用除外が行われると、医師の診断ではなく患者の自己判断で市販薬を使用することが増え、適切な治療を受けられずに、重篤化することへの懸念が医師などからも指摘されています。

OTC類似薬が保険適用から除外されることについて、薬代の負担が大幅増となり治療を継続できない事態が起きかねないと、難病患者の家族や日本アトピー協会などから保険適用の継続が求められています。

この間、各市町村では子ども医療費の助成制度の対象年齢を引き上げてきており、本市でも、子ども医療費助成制度の対象年齢を18歳になる年度末日までに拡大するなど子どもたちの命と健康を守るために施策を強めてきました。しかし、これまで助成制度の対象になっていた処方薬がOTC類似薬の保険適用除外によって、市販薬を購入せざるを得ないようになれば、子育て世帯にとって大幅な負担増になります。日本小児科医会からは「保険適用除外は保護者の経済的負担を増し、少子化のなか『子育て支援』策として全国的に拡がっている小児医療費の保護者負担軽減の方向に逆行し『子育て妨害』です」という指摘がされています。

国民の2人に1人がり患していると言われている「花粉症」の患者や、1000万人を超えている「変形性膝関節症」の患者など、広範な患者の負担増にもなりかねません。

よって、政府は医療費削減ありきではなく、すべての国民が必要な医療を受けることができるよう、OTC類似薬の保険適用除外を進めないことを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年12月12日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

意見書案 第 17 号

国立病院の機能強化を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり美唄市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 12 月 12 日

提出者

美唄市議会議員 齋藤 久美夫

賛成者

美唄市議会議員 川上美樹
同 松山教宗

国立病院の機能強化を求める意見書

戦後最悪といえる新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」と表記）の感染拡大によって、感染症対策のみならず、日本の医療体制のぜい弱さが浮き彫りとなりました。新型コロナに感染しても、受け入れる病院・病床・スタッフの不足等、医療体制のひっ迫した状態が続き、療養施設や自宅待機を余儀なくされ、医療が必要にも関わらず、入院できないまま亡くなるという痛ましい事例も相次ぎました。まさに、「医療崩壊」の危機に直面する事態となりました。

さらに 2024 年 1 月に発生した能登半島地震など、頻発する災害発生時の医療体制の強化も求められています。

国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）が新興感染症対策など採算の取れないセーフティネット系医療において中心的役割を果たせるよう機能強化をすることが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

2025 年第 217 回通常国会では「国立病院の機能強化を求める請願」が衆参両議院本会議において全会一致で採択されました。

国立病院を機能強化し、憲法第 25 条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう、以下の事項を強く要望するものです。

記

1. 国民の命を守るセーフティネットとしての役割を確実に果たし、地域医療の充実を図るため、国立病院を機能強化すること。
2. 全国ネットワークをいかし、国立病院が新興感染症や災害医療対策において十分な役割を發揮できるよう対策を講じること。
3. 第 217 回通常国会での請願採択を踏まえ、具体的対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出します。

令和 7 年 12 月 12 日

北海道美唄市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣

決議案第1号

美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会設置に関する決議

上記決議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和 7 年 12 月 12 日

提出者

美唄市議会議員 齋 藤 久美夫

賛成者

美唄市議会議員 川 上 美 樹

同 松 山 教 宗

美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会設置に関する決議

(委員会の設置)

1 本市議会に、美唄市中心市街地等活性化調査特別委員会を設置する。

(設置の目的)

2 本委員会は、中心市街地等に係る事業に関して、市民生活に影響が及ぶことがないよう、計画、経過、課題等について調査審議を行い、本市中心市街地等の活性化を進めることを目的とする。

(調査事項)

3 本委員会の調査事項は次のとおりとする。

- (1) 中心市街地等の事業に関する計画、経過、課題等について
- (2) 中心市街地等の活性化に向けた市民、関係団体等との連携について
- (3) 国、関係機関等との連携について
- (4) その他委員会が必要と認めた事項について

(委員の定数)

4 本委員会の委員定数は14人とする。

(調査期間と閉会中の調査)

5 本委員会は、閉会中も調査を行うことができることとし、議会において調査終了を議決するまで委員会を継続存置する。

(経費)

6 本委員会の調査に要する経費は、議長の承認を得て支出する。

上記決議する。

令和 7 年 12 月 12 日

美唄市議会